



高校フロントランナー改革

学びの改革 基本構想

平成29年3月

長野県教育委員会

目 次

1 「学びの改革」の基本理念	
(1) 「学びの改革」の必要性	1
(2) 「学びの改革」の目指すべき方向	3
2 「学びの改革」の内容	
(1) 「新たな社会を創造する力」を育む「新たな教育の推進」	5
① 「新たな社会を創造する力」の意義	5
② 本県における「学び」の過去・現在・未来	5
③ 授業改善から「探究的な学び」への道筋	6
④ 「探究的な学び」とキャリア形成	6
⑤ 「探究的な学び」の核としての「信州学」	7
⑥ 信州に根ざし様々な場所で活躍するグローバル人材の育成	7
⑦ 「社会に開かれた教育課程」をめざす学校間・地域社会の 諸団体との連携	8
⑧ 教育課程の編成と「カリキュラム・マネジメント」	9
⑨ 教員研修の重要性	10
⑩ 職業教育を主とする専門学科の専門教育について	10
⑪ 定時制・通信制教育について	11
⑫ 特別支援教育について	12
⑬ 入学者選抜制度の改革について	13
(2) 「新たな社会を創造する力」を育む「新たな高校づくり」	15
① 立地の特性を活かした高校づくりについて	15
② 基準について	16
③ 「探究的な学びをさらに深める学科」の設置について	21
④ 専門高校について	22
⑤ 総合学科について	23
⑥ 中高一貫校について	23
⑦ 定時制・通信制課程を有する高校について	23
⑧ I C Tを活用した教育の推進について	23
⑨ 新たな教育の枠組みへの対応について	24
⑩ 私立高校を含めた高校教育の在り方	24
⑪ 少人数学級について	24
3 今後の進め方について	25

1 「学びの改革」の基本理念

(1) 「学びの改革」の必要性

2011年3月、東北地方を中心に、未曾有の大震災が発生し、多くの尊い命が失われた。その後、県内の多くの高校生が、ボランティアとして被災地に足を運んだ。そこで目の当たりにしたのは、被災した状況にあっても、人々が絆をよりどころに、コミュニティーを再構築しようとする姿であった。その姿を見て生徒が感じたことは、被災地で起きているコミュニティー喪失の問題が、実は長野県で起きている地域の創生という課題と何ら変わらないのではないかということであった。被災した人々の役に立ちたいという思いで取り組んだ活動であったが、その中で、自分が正面から取り組むべき課題が身近にもあることに気付くこととなった。その後、多くの生徒が「地域のために自分ができることは何か」を問い合わせ、地域をフィールドとした活動に参画している。これから学びには、このような経験に裏打ちされた学びが重要となる。

私たちは将来を見通すことが困難で正解のない時代を迎えており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2010年に1億3000万人程度だった我が国の人口は、100年後の2110年には約1/3の4000万人程度まで減少するという。特に、少子高齢化が急激に進行する中で、生産年齢人口の減少が著しい。また、世界は今、テクノロジーの飛躍的な進歩等により「変動性」「不確実性」「複雑性」「曖昧性」等の要素が増大している。

知識や技能を身につけて、社会に適合していくことが重視されてきたこれまでの時代とは異なり、社会の変化が大きいこの時代には、正解が見つけにくい中において皆で協働して納得解を得ていくような力や、自らが主体的に社会に参画して未来を創り出そうとする力等、「新たな社会を創造する力」が重要になってくる。

このような力を育むためには、知恵を絞って考え、自分の意見を表明したり、社会に問うたりする能力を身に付けていくことが必要となる。その過程において、困った時に周囲の人や組織外の人に助けを求め、協働していく姿勢も必要となる。その中で、深い知識や確かな技能を習得することの意義を見出し、それが自らを学びに向かわせる動機付けとなり、原動力になる。そして、さらなる問い合わせと向き合い、より学びを深めていくこうとする循環が形成されていく。この学びの循環の過程で、生徒は「新たな社会を創造する力」を身に付けていくことができる。

現在、長野県では、商業を学ぶ生徒による「デパートサミット」¹や高校生が地域

¹ 県内の複数の高校による合同学習会「マーケティング塾」において、マーケティングについて大学や企業関係者等から専門的・実践的に学び、学んだ内容を検証する場として県内の百貨店を会場に、生徒自らが企画開発した商品を販売する活動。

づくりに主体的に参画する活動等、志を同じくする高校生が全県から集い、学校を超えた実践的な活動をとおして深い知識や確かな技能を習得するのみではなく、新たな視点から自ら提案する取組が行われている。今後、このような学びの共同体を基盤にした取組が、すべての生徒の学びとなるよう教育課程の中に明確に位置づけていく必要がある。

幸いにも、長野県には、過酷な自然環境の中に立地した土地柄でありながら、県民の気質として、それに打ち克つために果敢に自己革新を重ね、一人ひとりが常に向上心を持って主体的に学習活動に取り組んできた歴史がある。現在も、学校教育に加え、設置数日本一を誇る公民館等において、地域に根ざした多様な学習活動を活発に行うなど、自ら学び、自ら考え、自ら行動を起こし、自ら主体的に取り組む風土と県民性が脈々と息づいており、これからの中長期的改革に無理なく取り組める土壌が既にある。この長野県教育の強みを最大限に活かして「新たな社会を創造する力」の育成を図っていきたい。

一方、全国的に少子化が急激に進行する中、長野県においても同様の傾向が見られ、最新の人口統計によると平成42年（2030年）3月に長野県内の中学校を卒業する生徒数は平成28年（2016年）の20,600人程度から約4,300人減少し、16,300人程度になり、人口推計によれば、その後も長期的に子供の減少傾向は続く見通しである。このように少子化がさらに進行する中で、現状の高校数のまま推移すれば、すべての高校の規模が縮小することは必至の状況である。

従来から、規模の大きな高校も小さな高校も存在していた。規模の大きな高校はスケールメリットを活かして多様な学びや部活動等を展開してきた。また、規模の小さな高校は立地の特性を活かして、地域の行事に参加したり、地域の小・中学校との交流を深める等、独自の学びを深めてきた。しかし、いずれの高校にとっても規模の縮小はこのような学びの維持を困難とし、特に、規模の小さな高校は存続が危ぶまれる。

これを回避するために、新しい形の学びの場の創造や再編統合等、現在の高校の規模や配置の見直しを含む高校づくりが必要と考える。この取組が遅れることは、子供たちの学びの環境の低下を、手をこまねいて看過することになりかねない。これからの中長期的改革に無理なく取り組める土壌が既にある。この社会を生きる子供たちのために、今すぐ行動を起こす必要がある。

私たちは、長野県教育の良き伝統を受け継ぎながら、これからの中長期的改革に無理なく取り組める土壌が既にある。この社会を生きる子供たちのために、今すぐ行動を起こす必要がある。

(2) 「学びの改革」の目指すべき方向

生徒一人ひとりが「新たな社会を創造する力」を身に付け、有為な社会人として、実社会における様々な課題に向き合い、解決のために学び続け、協働する姿勢を持ち、ふるさとを愛し、新たな社会の創造に貢献できるように成長してほしい。

そのためには、高校での学びを、受動的に知識を蓄える従来の学びから、主体的に人生を切り拓くための学び、能動的な活動の過程でさらに理解が深まるような学びに変革していく必要がある。また、県内のすべての高校が活力を有し、各校の特色を活かした「新たな社会を創造する力」の育成を展開できるようにしていくことも必要になる。このような考え方から、次の4つの方策により「学びの改革」を進めていく。

方策の1つ目として、新たな教育の代表的な手法である「主体的・対話的で深い学び」（以下「探究的な学び」と記す）の県内高校教育への浸透を図る。そのために、すべての教科学習で「探究的な学び」の手法が活用されるよう研修や研究会を実施し、教員の指導力向上と指導体制の充実を図る。また、「信州学」を地域に根ざした「探究的な学び」の総称としてとらえ、各校でそれぞれ取り組んでいく。さらに「社会に開かれた教育課程」を実現するために学校間や社会との連携を図るとともに、カリキュラム・マネジメント²の視点による教育課程開発や学びの体系化を目指す。加えて、小学校や中学校等の各教育段階を通し、一貫して「新たな社会を創造する力」の育成が図られるよう、高校入学者選抜制度の改革も進めていく。

方策の2つ目として、社会へ参画する力を育む教育を推進する。そのために、すべての高校でキャリア教育のさらなる充実や主権者意識の涵養、地域との連携強化等、各校の実情に応じた取組の充実を図る。また、発達障がい等、特別な支援をする生徒が、より適切な指導を受けられるよう、国の動向を踏まえつつ、通級による指導³の導入に向けて検討を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能等についても検討する。

² 各校が設定する教育目標を達成するために、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画（教育課程）を編成し、それを実施・評価し改善していく一連の取組を指す。次期の学習指導要領の改訂では「目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通した取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各校が編成する教育課程を核に、どのように教育活動や組織運営などの学校の全体的な在り方を改善していくのかが重要な鍵となる。」としている。

³ 難聴や弱視、言語障がい、自閉症、情緒障がいなど軽度の障がいをもつ児童・生徒の教育の充実を図る目的で、平成5年度の学校教育法の改正により導入。小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程において、軽度の障がいをもつ児童・生徒が通常の学級に在籍しながら、障がいの状態に応じた指導を受ける制度。平成18年には学校教育法施行規則が改正され、学習障がい（LD）と注意欠陥多動性障がい（ADHD）のある児童・生徒が、新たな対象となった。高校においても平成30年度から実施できるよう、平成28年に学校教育法施行規則及び文部科学省告示が改正された。

方策の3つ目として、新たな教育を支える環境づくりを推進する。そのために、各校の社会と協働した学びやＩＣＴを活用した学びの環境整備を進める。また「探究的な学びをさらに深める学科」の設置を進める。

方策の4つ目として、立地の特性を活かした高校づくりを進めるために、異なる基準を設け、「都市部存立校」と「中山間地存立校」という考え方を導入する。「都市部存立校」は、規模の大きさを活かし、生徒が多様な分野で学びを深め、切磋琢磨する中で成長できる高校づくりを進める。一方、「中山間地存立校」は、将来、生徒が地域を担う人材に成長できるよう、地域の支援を受けながら、自分をじっくりと見つめ、地域や仲間、教師との密接な触れ合いの中で自己実現を図ることができる高校づくりを進める。

社会の激変と少子化が進む中で、将来にわたって高校教育の学びの質を保障することは、次世代に対する私たち世代の責任である。すべての高校が学びの質を維持し、各校の特色を活かした「新たな社会を創造する力」の育成が展開され、その結果、すべての生徒が、変化の激しい社会の中で自分を活かすことができるフィールドを見出し、自信と誇りをもって力強く歩んでいけるようになることが「学びの改革」が達成された姿だと考えている。

2 「学びの改革」の内容

(1) 「新たな社会を創造する力」を育む「新たな教育の推進」

① 「新たな社会を創造する力」の意義

長野県においては、伝統的に自ら進んで生涯にわたって学び続ける自律的な「アクティブ・ラーナー」を多く輩出し「教育県」と呼ばれる大きな要因となっていた。人々が学び続ける目的は、当初は個々人が生活していくために必要な知識や技能の修得であったが、共同体の中でそうした個人的な学びは次第に組織化され、産業や文化の発展に寄与してきた。また、生きるための学びを続ける過程で、自ら考え、表現することに喜びを見出し、その経験がさらなる専門的な知識、高度な技能の修得につながるという循環を生み出してきた。その積み重ねが、平和で豊かで健康な信州及び信州人の現在の姿を形作っている。

「学びの改革」を進めるにあたって、本県のこうした学びの伝統を継承する意味でも、生涯にわたって学習に取り組み、地域や世界で生き抜いていくことができる「新たな社会を創造する力」を持った生徒を育成していくことを、本県独自の目標として掲げていくことが妥当である。

② 本県における「学び」の過去・現在・未来

従来、本県では「全人教育」を標榜し、知・徳・体の調和のとれた育成を目指す教育が行われてきた。特に高校教育においては、生徒と教師の相互信頼に基づき、生徒の自主性を尊重した活動が顕著であった。生徒が真剣に議論を重ねて実現してきた「制服自由化」の流れは、こうした教育の在り方を象徴するものであり「自ら考え行動する」信州人を数多く世に送り出すことになった。

その後、高度経済成長期を経て国全体が豊かになり、大学進学率が上昇していく中で、高校には生徒に受験学力をつけて、大学に送り出すという役割がより強く求められるようになった。この傾向は本県も例外でなく、普通高校を中心として進路実現のための授業や補習が精力的に取り組まれるようになり、その結果、生徒の大学進学率の上昇や基礎学力の定着等に相応の成果をもたらした。一方でこうした取組は、教科ごとの独立性が高く、多くが「知識・技能」の伝達を中心とするものであった事実は否めない。

これから社会を考えた時には、長野県本来の伝統的な教育の原点に立ち返り、自ら考え行動する生徒の育成が重要であることには異論はないであろう。ただ、時代背景が当時とは全く異なっている現在、教員の積極的な関与なしに自主性を育むことは困難である。従来の「知識・技能」の習得に加え「考え、判断し、表現する

力」や「学びに向かう力・人間性」をバランスよく身に付けていくことが、自ら生涯にわたって学ぶ姿勢を醸成することにつながるであろう。そしてこうした要素こそが、前述の「新たな社会を創造する力」の実体であると言える。

③ 授業改善から「探究的な学び」への道筋

「新たな社会を創造する力」を育成するためには、前に述べたように「探究的な学び」が有効な学習方法として考えられる。「探究的な学び」とは、①日常生活や社会に目を向けた時に湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見つけ、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能と結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかになった考え方や意見などをまとめ・表現し、またそこから新たな課題を見つけていくという学習のプロセスである。

ここで大切なことは、教科の授業に「探究的な学び」の手法を取り入れて改善を図ることを起点とすることである。教科の授業において、前述のプロセスをすべてそのまま導入することは容易ではないが、要素の一部を取り入れることはできる。自らの興味・関心や進路希望に関わる課題意識を喚起したり、表現力を育成するためにグループ討論等の言語活動を取り入れたり、教科特有の見方・考え方を用いて問題を深く掘り下げたりすることにより「知識・技能」の定着が強化されるという効果が期待できる。

こうした取組の積み重ねによって、教科における授業改善が進むことが、手法及び内容の面でも教科横断的な「探究的な学び」の基礎となる。

④ 「探究的な学び」とキャリア形成

「探究的な学び」を効果的に推進するためには、生徒が探究のテーマを設定するにあたって、自己の在り方や生き方、また社会との関わり方を考えるキャリア教育の視点が重要である。そのため、生徒の実情に応じて進め方を工夫していく必要がある。例えば、進学を希望する生徒が多い高校においては、高大接続改革を見据えた教科指導・進路指導体制の中に「探究的な学び」を組み込み、学力の伸長を図るとともに、上級学校での学びの準備として位置づけることが考えられる。また、中山間地存立校や専門高校・総合学科高校においては、地域や企業との連携を強化し、課題研究や地域学習を進める中で、各自のキャリア形成を図るという視点を設定することもできる。さらに、学校や地域社会の諸団体との連携によって、生徒により多くの選択肢が与えられることも期待できる。

このように、学校規模、課程、学科の特性等により、進め方は各校で違っても、すべての生徒が「探究的な学び」に取り組み「新たな社会を創造する力」を育み、

生涯学び続ける人を育てるという共通の目標に向かって取り組んでいく。

また、現在、各教科での観点別評価⁴の重要性が指摘されているが「探究的な学び」においては、特に「思考力・判断力・表現力」や「学びに向かう力・人間性」が重要な要素を占めるため、その領域を適切に評価することが生徒の意欲的な活動を実現する上で大切である。評価方法も、日常の取組の観察や成果物の評価、さらに課題発表での評価等、多様な評価方法を取り入れていくことが求められる。

⑤ 「探究的な学び」の核としての「信州学」

長野県において、子供たちは地域の人々や文化、自然から影響を受けながら、学校だけでなく、家庭や社会でも多くのことを学んできた。この経験が、人々を生涯にわたって学び続けさせる基礎となっていることは間違いない。そういう意味で「信州において」「信州から」「信州について」学ぶことは、本県における「探究的な学び」の核となるべきものである。

県教育委員会は、平成 27 年度に「信州学」研究委員会を立ち上げ、今後の「信州学」の推進について議論するとともに、作業部会で生徒が使用するテキストの作成に取り掛かった。平成 28 年度は、各校で生徒がテキストを活用しながら「信州学」に本格的に取り組み始めたところである。さらに、「探究的な学び」の実践にあたり、学校図書館を中心に、県立図書館、市町村立図書館や民間団体等が連携して「信州学」におけるフィールドワークや調べ学習などをサポートする取組も始まっている。また、平成 30 年に長野県で開催される第 42 回全国高等学校総合文化祭に向けた活動が「信州学」にも通じると考えられ、「探究的な学び」を実践する機会となることが期待される。

「信州学」は、新しい学校づくりの中でも「探究的な学び」の中心的なテーマとして位置づけていくことが望まれるが、その際、学校現場では「信州学」を単に「信州について」学ぶだけでなく「信州において」「信州から」学ぶことを包含して、地域に根ざした「探究的な学び」の総称としてとらえ、取り組んでいく必要がある。

⑥ 信州に根ざし様々な場所で活躍するグローバル人材の育成

世界は今、テクノロジーの飛躍的な進歩等により「変動性」「不確実性」「複雑性」「曖昧性」等の要素が増大し、将来を見通すことが困難で正解のない時代を迎えており、

⁴ 各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的にとらえるもの。基礎的・基本的な知識・技能については「知識・理解」や「技能」、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等については「思考・判断・表現」、主体的に学習に取り組む態度については「関心・意欲・態度」というそれぞれの観点で評価を行うことを基本としている。

日本では今後、こうした時代の中で情報通信技術の発展、市場の国際的な開放、交通手段の発達等により、国外の多くの人々と触れ合い交流するとともに、ますます多くの人々が日本を訪れることとなるであろう。さらに、少子高齢社会では国内労働人口の減少に伴う労働者不足問題が深刻化し、それを補うために国外から労働者を受け入れる必要性が高まる予想されている。

その結果、長野県においても、仕事場や学校、地域において様々な背景や価値観を持った人々と交流したり、ともに暮らしを営む多文化共生時代が到来すると予想される。そうした時代には、国家・民族・文化等といった枠組みは取り外され、従来の価値観では対処が難しくなることも出てくるだろう。

学校では、異文化を背景とする他者を温かく隣席に迎えることのできるグローバルマインド、英語コミュニケーション能力等に代表される多文化との共生対応力を備えた資質・能力が求められることとなり、学習活動・特別活動等において、その育成を意識した仕掛けが必要となってくる。

この仕掛けには、育成の土台部分として自分たちのルーツをしっかりと見つめ考えさせることが重要であり、各自が主体的に生きる力の基礎となり「根」となる自らが生まれ育った地域の文化・産業・自然等を理解し、ふるさとに誇りと愛着を持ち、ふるさとを大切にする心情の涵養が求められる。その上で文化的・歴史的な背景に由来する価値観の差異を乗り越えて、相手の立場を理解し、互いの強みを引き出して活用し、新たな価値を創造するためにも、信州で学び、信州を知り、新たな信州を創ることを目指す「信州学」は、グローバル人材育成の基底をなすものとして大切にしたい。

今後の長野県の高校教育には、自らが新たな時代や社会を創りだしていく気概を持ち、グローバルに考え地域に根ざして行動したり、ローカルなマインドを持って世界を舞台に活躍したりすることのできる信州人を生み出すことが求められる。

⑦「社会に開かれた教育課程」をめざす学校間・地域社会の諸団体との連携

平成28年8月に発表された中央教育審議会の「次期学習指導要領⁵等に向けたこれまでの審議のまとめ」では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すとしている。今後は、学びの姿が学校で完結するものから、社会と一体となったものに変化

⁵ 全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの。これまででは、小・中・高校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容が定められ、学校教育法施行規則の教科等の年間の標準授業時数等の定めと合わせて、各校が、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成してきた。概ね10年毎に改訂されおり、今回の改訂は高大接続改革を受けて、教育内容のみでなく教育方法も含めて審議されている。

していくべきであることを表している。

これからの中学校の教育活動を推進していくためには、外部との連携、協力が不可欠であり、教員や生徒の意識からも学校の枠を取り払い「地域社会の中にある学校」という考え方で教育活動を進めるべきである。

現状においても、大学での教科内容についての指導や、大学教員や現役大学生との意見交換、様々な知識・技能をもつ地域人材を活用した生徒の指導、また地域の企業に協力を仰いでいる就業体験活動等、外部と連携した様々な取組が行われている。こうした取組は、教科学習とりわけ探究的な学習において内容の深化が図られたり、生徒のキャリア意識の醸成に大きく役立ったりするなど、大いに成果をあげている。今後はこうした取組を日常的に行うとともに、学校外の学修の成果として単位認定するなど、教育課程の中に位置づけていくことが求められる。

また、これからは個々の生徒が持っている興味・関心や進路希望によりきめ細かく応えられるような連携の在り方を模索すべきである。地域の中で都市部の学校と中山間地の学校、普通高校と専門高校間の単位互換システム、特別活動・自主活動等における交流、同じ問題意識を持つ県内高校生によるネットワークづくりにより、一つの学校のみでは限界がある個々の生徒のニーズに、よりきめ細かく応えられるようになるだろう。また、長野県内では、毎年様々な団体が高校生を対象にした教育イベントを開催しており、内容によっては積極的に連携していくことも意義あることであろう。

こうした連携をスムーズに行うために、今後は個々の教員にも外部機関との調整役としての役割が求められる。学校と外部との連携を支援し調整する外部組織も必要となろう。現在、長野県ではキャリア教育の推進をサポートする組織として「長野県キャリア教育支援センター」を立ち上げているが、今後、より広範囲に学校の教育を支援する組織に再編成していくことが必要である。

⑧ 教育課程の編成と「カリキュラム・マネジメント」

前述の「審議のまとめ」では「カリキュラム・マネジメント」の重要性が強調されており、教育課程の編成に当たって履修科目や単位数の検討にとどまらず、各教科等の教育内容の関係の検討や、教育課程の編成・実施・評価に係るP D C Aサイクルの確立、教育活動に必要な人的・物的資源等の活用等の要素を考慮に入れるべきとの考え方方が示されている。

本県では、新しい高校づくりにあたって、この「カリキュラム・マネジメント」の視点を持った教育課程開発を重視し、各校において特色ある教育課程の編成を目指していく。その際、各校は学校目標や育てたい生徒像と関連づけ、それを達成するための手立てとしたり、学びの体系化を図っていくことができる教育課程編成が重要である。

具体的には、各校において学校統一テーマを設け、教育課程編成の核とする。その際、それは単に「総合的な学習の時間」での「探究的な学び」のテーマであるだけにとどまらず、各教科や、特別活動、自主活動等を含んだ全校統一的なものととらえるべきである。学校全体の教育活動を有機的に結び付け、相互作用によって生徒の学習意欲や学力が向上するよう留意するとともに、学校の規模や地域、学科や課程の特徴を踏まえつつ、生徒の問題意識や進路希望に沿った独自のテーマを設定することが重要である。また、各校で現在行っている就業体験活動をはじめとするキャリア教育や地域活動など、既存の取組を踏まえた見直し・再編成という観点に立つことにより、学校行事を含めた教育活動の精選が行われ、その学校にふさわしい教育課程編成を推進することができる。

⑨ 教員研修の重要性

以上のような「新たな教育の推進」にあたっては、各校において授業改善から、教育課程編成、組織改編など様々な改革が必要になるが、まずは各校において校長を中心とした教員集団が、これからの中学校づくりについての議論を徹底的に行うことが必要であろう。そして、それぞれの教員がなぜ学校改革が必要なのかを納得した上で推進していくことが、この改革に実効性を持たせる鍵となる。また、初任者研修⁶から経験者研修⁷に至る法定研修をはじめとした様々な教員研修を「学びの改革」推進のための原動力と位置づけ直し、内容を見直していくことも必要になろう。

具体的には以下の取組を進める。

- ア 初任者研修・経験者研修での校外研修では、社会との接点を重視し、探究的な要素を含む研修を取り入れる。
- イ 「探究的な学び」リーダー育成プログラムを立ち上げる。
- ウ 教育課程研究協議会をはじめとした教科関連事業を活性化させ、各教科での授業改善を進める。また、各教科の研究団体との連携を強化する。
- エ 校内研修関連の組織を活性化し、授業互見など校内での授業改善の取組を推進する。

⑩ 職業教育を主とする専門学科の専門教育について

今後の産業社会の変化に対応するためには、職業人としての確かな基盤の形成や、

⁶ 採用された新任教員に1年間、指導教員による指導を軸に校内と校外で行われる義務的研修。教育公務員特例法（以後、教特法という）に定められている。

⁷ 教職経験年数に応じた研修で、教特法に定められている10年経験者研修などの他に、長野県独自に定められているキャリアアップ研修などがある。

専門的能力の育成が重要になる。職業人としての基盤を形成する観点としては、高校生として必要な共通の基礎学力の定着、語学力の育成、職業に対する態度や心構えの醸成、生涯にわたって学び続ける姿勢の涵養等がある。また、専門的能力育成の観点としては、実学主義を踏まえた基礎的・基本的内容の重視、汎用的・多面的職業能力の育成、選択的に卓越性の伸長を図れる体制づくり等がある。

現在、職業教育を主とする専門学科で行われている課題研究は「探究的な学び」を先行的に実施して成果を挙げているが、今後、他の科目においても「探究的な学び」の手法を導入したり、専門教科と普通教科を連携させて教科横断的な学びを実践したりすることにより、より柔軟で広範な学力を育成していくことが望まれる。

また、学校と企業等が協働して生徒を育てる体制の整備や、県内産業界の動向を踏まえた人材育成の推進等、企業等とともに生徒を育てていく観点が重要である。県教育委員会では、平成28年度から「学びと働きを連携させた信州創生のための新たな人材育成モデル事業」として、モデル地域を対象にコーディネーターの介在による高校と企業等との協働による学びの形成を支援している。その成果を踏まえた上で、今後、同様な取組を県内各地に広げていく必要があると考える。

さらに、卒業後の学びの場となる、18歳以降の教育・訓練機関との連携についても、検討を深めていく必要がある。現在、18歳以降の学びの場として大学・短大、専門学校、職能開発・訓練機関等があり、長野県には工科短期大学校、農業大学校、林業大学校等がある。都道府県によっては、高校3年間では資格取得の難しい学科を中心に専攻科を設置しているところもある。また、国では職業教育の課題に対応していくための新たな高等教育機関の制度化が検討されている。このような状況を踏まえ、教育・訓練機関の役割分担や本県の産業人材をどのように育成するかという観点から、18歳以降の学びの場を引き続き検討していく必要がある。

⑪ 定時制・通信制教育について

第1期高校再編で新たに設置された多部制・単位制高校⁸を含めて、現在の定時制・通信制課程は、働きながら学ぶ勤労青少年が少なくなり、多様な生活歴・学習歴を持つ等、様々な背景を抱えた生徒の学びの場となっている。そのため、勤労青少年の教育を保障するという従来の役割に加えて、学び直しの場や自分の次のステップを考える場としても重要な役割を果たすようになってきている。

このような状況を踏まえ、従来からの夜間定時制・通信制高校を対象とした教科書等購入費や、夜間定時制高校を対象とした夜食費等の補助に加えて、スクールカ

⁸ 多部制・単位制高校は、ひとつの高校の中で午前、午後、夜間など、授業を受けられる時間帯を選択できることともに、基本的には学年の枠を設けず、個別のカリキュラムにより選択科目を履修・修得し、規定の単位数に達すれば3年以上の修業年限で卒業できる。そのため、個々のライフスタイルや学習ペースに合わせた教育を受けられる高校と言える。

ウンセラー⁹やスクールソーシャルワーカー¹⁰と連携した支援体制の充実、特別支援教育支援員¹¹を配置した相談・支援体制の整備等により、定時制・通信制教育のさらなる充実を図るための取組を行っている。

今後は、生徒の幅広い学習ニーズに適切に応えるため、日々の学習活動では、生徒一人ひとりに寄り添った支援や指導方法に工夫を凝らした授業の展開等、さらなる充実を図っていく必要がある。また、特別活動や自主活動では、人間関係づくりやコミュニケーション能力の向上を図り、生徒一人ひとりが役割を担って主体的に取り組み、卒業後、自立した有為な社会人として社会に参画できる資質・姿勢を培えるようにする必要がある。

⑫ 特別支援教育について

高校において、特別な支援を必要とする生徒は年々増加する傾向にある。本県では中学校特別支援学級に在籍していた生徒の69%が高校に進学する状況（平成27年度末）にある。県教育委員会としても、高校における特別支援教育への取組は重要な課題と考え、これまでにも校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター¹²の指名、職制別の特別支援教育研修を毎年実施する等、様々な措置を講じてきた。また、特別な支援を必要とする生徒に関する情報を中学校と高校とで共有することや、研究指定校の設置、特別支援学校高等部分教室の設置等、多様化する生徒への県独自の支援体制の整備を積極的に進めてきた。

今後「インクルーシブ教育システム¹³」の理念を踏まえ、特別支援教育を適切に行うためには、中学校と高校との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の活用、校内研修の充実、専門家や関係機関とのネットワークの活用等、学校全体として特

⁹ スクールカウンセラーは、県教育委員会が、県内小・中学校に配置、高等学校へ派遣。心の専門家として学校にて児童生徒や保護者へのカウンセリングを行い、悩みや不安の解消を図るとともに、教職員と連携し校内の必要な相談体制への助言、支援を行う。

¹⁰ スクールソーシャルワーカーは、県教育委員会が、北信・東信・南信（飯田事務所を含む）・中信の各教育事務所に配置。社会福祉や精神保健福祉の専門家として、いじめ・不登校・暴力行為などの背景にある学校だけでは対応できない家庭的な問題に対して、学校と福祉関係機関との連携をコーディネートしながら、児童生徒を取り巻く環境の改善に向けて総合的な支援を行う。

¹¹ 県教育委員会から委託を受けた事業者が、特別支援教育支援員として高等学校研究指定校（全県で6校指定、その内、夜間定時制で2校指定）の支援ニーズに応じて、発達障がい等のある生徒に対する相談や支援、教職員・学校関係者が発達障がいを理解するための研修の実施、外部機関とのネットワークづくりの支援などを行っている。

¹² 高校教育の中で特別な支援を要する生徒の教育方法について、特別支援教育に関する研修を受け、校内での特別支援教育を推進し、教員間・外部機関との調整役となる教員として各校で指名している。

¹³ 国連の「障害者の権利に関する条約」第24条にある「inclusive education system」（署名時仮訳では「包容する教育制度」）。人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするため、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。障がいのある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域で初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

別支援教育に取り組む体制づくりを推進していく必要がある。

また、現在、国では高校における通級による指導の制度化が検討されており、平成 30 年度からの運用開始が予定されている。これについても、制度の有効な運用が図れるように条件を整えていく必要がある。

これらを踏まえ、以下の点に留意して今後も、教員の資質向上を図りながら、学校全体で特別支援教育の充実を目指した体制づくりをさらに推進していく。

ア 通級による指導については、モデル校での研究の成果を踏まえて、生徒の実態把握、支援の必要な生徒への個別指導、チーム支援体制づくりの研究を進める。また、モデル校での実践をもとに、通級による指導に対応できる教員の育成を進めるとともに、国の施策に合わせて制度の導入を目指していく。

イ 特別支援教育コーディネーターの専門性をさらに向上させるために、特別支援教育に関する専門的知見を有し、地域の特別支援教育の核となる人材育成を計画的に進めるとともに、特別支援教育コーディネーターが活動しやすい体制づくりに取り組んでいく。また、すべての教職員を対象に特別な支援を必要とする生徒を含む集団への指導力の向上につながる研修の充実を図る。

ウ 各校の支援体制の充実を図るため、特別支援学校のセンター的機能の活用や、高い専門性を有する外部機関との連携、高校に設置した特別支援学校分教室と高校が相互に教職員の専門性を活用し合う取組などを促進し、様々な支援機関との連携の強化を推進する。

⑬ 入学者選抜制度の改革について

社会情勢の変化を踏まえて、将来を生きる高校生に求められる資質・能力が大きく変化している中、県立高等学校入学者選抜においても、その時代に応じて適切かつ最善な入学者選抜制度になっているかを常々点検し続ける必要がある。長野県では平成 16 年度から、それまでの 12 通学区制を 4 通学区制とし、学力検査以外の多様な個性によって学校選択ができ、各校や各学科の特色に応じた入学者選抜として前期選抜を導入した。その後、平成 18 年度からはすべての県立高校で前期選抜を実施していたが、平成 23 年度から前期選抜の実施の有無については各校の判断に委ねられることとなった。平成 29 年度においては、前期選抜を実施した学校が 67 校 123 学科、後期選抜のみ実施した学校が 14 校 17 学科である。

現在の前期選抜では、学力検査によらず多様な個性が評価でき、目的意識を持った意欲的な生徒が入学しているという肯定的な意見がある一方、学力検査が課されないことが中学生期の最後の学力伸長や基礎学力の定着を妨げているとの意見もある。

4 通学区制への移行とともに前期選抜が始まって 12 年を経た今、時代の変化に対応した資質・能力が求められている中で、再び後期選抜を含めた入学者選抜制度を見直す必要があると考える。今後は、有識者等の意見も聞きながら「学力の三要素」¹⁴を適切に評価する入学者選抜制度の在り方について検討を行っていく。中学校段階で身に付けた「新たな社会を創造する力」が正しく評価され、ひいては高校においても連続的に身に付いていくための一過程としての入学者選抜になることが望まれる。結果として、小・中学校においても高校においても「新たな社会を創造する力」の育成という同一の目的に沿った授業改善のさらなる進行を期待したい。

¹⁴学校教育法第30条第2項では「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」として示されているが、平成28年8月に公表された中央教育審議会の「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」では「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に活かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」と再定義されている。

(2) 「新たな社会を創造する力」を育む「新たな高校づくり」

① 立地の特性を活かした高校づくりについて

「新たな社会を創造する力」を育むため、高校の規模と配置の適正化等を含む「新たな高校づくり」についても検討していく。

少子化が進行する中、市街地の高校は規模を縮小しながらも現在の高校数をある程度維持できるが、有効な施策を講じなければ、中山間地の高校は小規模化に拍車がかかり、学びの質の低下とともに、高校の存続が危ぶまれる可能性もある。中山間地が多く、県土が広い本県の地理的特性を考えると、市街地にも中山間地にも高校が存立し、それぞれの高校の特長を活かして「新たな社会を創造する力」を育めることが望ましい姿と考える。

市街地にある高校は、規模の大きさを活かした学校づくりをとおして、切磋琢磨しながら「新たな社会を創造する力」を育むことができるを考える。

一方、中山間地を中心に存立している高校は、小規模ならではの利点を活かし、生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな支援を行うことができる。また、地域との連携を活かした教育活動を行い、地域の担い手を育成する等、地方創生、地域活性化の観点からも重要な役割を果たしている。規模の大きな高校とは異なるこのような優位性を活かして「新たな社会を創造する力」を育むことができると考える。

このような立地の特性を活かした高校づくりを進めるために、異なる基準を設け、「都市部存立校」と「中山間地存立校」という考え方を導入する。また、特に県境に近い地域で、その学校がなくなった場合には、他県の高校に行かざるを得ない状況を極力避けるために、「中山間地存立特定校」の考え方も設ける。

<「都市部存立校」と「中山間地存立校」の考え方>

ア 市街地に位置し、地理的条件から学校群として一体的に将来像を検討することが望ましい全日制高校を「都市部存立校」とする。そのうち、普通高校（総合学科高校、普通科の割合が半数以上の普職併設校を含む）を「都市部存立普通校」とし、職業教育を主とする専門高校（普通科の割合が半数未満の普職併設校を含む）を「都市部存立専門校」とする。

イ 上記アの条件を満たさない全日制高校を「中山間地存立校」とし、そのうち、所在地等において特別の事情のある高校を「中山間地存立特定校」とする。

② 基準について

ア 「都市部存立普通校」の基準について

「都市部存立普通校」には、規模の大きさを活かした学校づくりをとおして、生徒が学習活動・特別活動・自主活動等で切磋琢磨し、多様な価値観に触れる中で「新たな社会を創造する力」を育める環境を整えたい。

学習活動では、社会の諸課題や科学的事象等について学問的に追究できる学びの機会を提供するなど、これまでも、各校で工夫を凝らしてきているが、「探究的な学び」の要素を入れることにより生徒の学ぶ意欲をさらに高めたい。また、生徒の進路希望や学習ニーズ等に対応するため多様な科目を開講できる教員数の確保を目指してきており、特に、理科、地歴・公民、芸術の教科においては、複数の分野があるため生徒が各分野の専門性を有する教員から発展的・応用的な学びを受けられるよう引き続き努力したい。また、現在、SSH¹⁵校やSGH¹⁶校において、例えば、課題研究や一人一研究、海外研修や科学系コンクール・オリンピックへの挑戦等をとおして、グローバル・リーダーやサイエンス・リーダーの育成を図る学習が行われている。さらに、普通高校においても、地域の文化、産業、自然等を多角的に探究する学習等が始まっている。このような、教科横断的な「探究的な学び」をすべての高校で推進していく必要がある。

特別活動・自主活動でも、規模の大きさを活かして、文化祭やクラスマッチなどの学校行事・生徒会活動・部活動等が活性化している。特に部活動では、文化系・運動系の両方で生徒が希望する部を可能な限り設置し、県大会等、上位の大会への出場を目指した日々の活発な活動や、隣接する高校との交流を行っている。今後も、自己を磨き、向上できるような環境づくりを目指していきたい。

このような状況をつくり出すためには、募集学級数6学級以上が望ましく、さらに規模の大きさを活かせる募集学級数8学級規模の学校の設置も目指して検討を進めていく。因みに、平成28年度の理科の教員配置を見ると、8学級規模の学校は8～9人の教員を配置でき、物理、化学、生物、地学のすべての分野で専門性を有する教員から学ぶことができる環境を整え、各分野で発展科目を開講している。

15 スーパーサイエンスハイスクール(Super Science High school) の略称。将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する学校として文部科学省から指定された高校等。平成14年度から制度化され、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習、課題研究の推進等が実施される。本県では、屋代高校、飯山高校が指定されており、平成29年度からは諏訪清陵高校が指定される見込みである。

16 スーパーグローバルハイスクール (Super Global High school) の略称。グローバル・リーダー育成をとおして、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図る学校として文部科学省から指定された高校等。平成26年度から制度化された。グローバル・リーダー育成に資する教育課程等の改善や高大接続の在り方等に関する研究開発を行う。本県では、長野高校と上田高校が指定されている。

また、部活動では、運動部において団体戦に参加している部の数は18競技を超え、生徒の多様なニーズに応えており、規模の大きさを充分に活かしている。

一方、規模が縮小し、在籍生徒数¹⁷が520人以下の状態が2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②募集停止のいずれかの方策をとる。

なお、立地の特性を活かした取組としていくつかの例を示したが、最終的には各校が自校の特長等を活かし、生徒の成長や進路実現のために、どのような教育活動が必要かを主体的に考え、実施していくことが前提となる。

イ 「都市部存立専門校」の基準について

「都市部存立専門校」には、多様な専門分野を用意し、生徒が自己の興味・関心に基づく分野を追究することにより「新たな社会を創造する力」を育める環境を整えたい。

特別活動・自主活動では、現在、専門分野に関連した部活動や、資格取得、企業や大学との協働による活動等が行われており、今後の維持・発展が期待される。また、県内の専門高校が連携して、専門性を活かした活動や合同勉強会等が開催されており、このような活動を発展させていくためにも、「都市部存立専門校」には、専門分野の全県的な学校間連携の拠点として機能し、県内全域の専門教育をけん引する役割を期待したい。

このような状況をつくり出すためには、募集学級数3学級以上が望ましい。本来ならば、さらに大きな規模を設定することも考えられるが、専門高校は普通高校に比べ学校数が少なく、募集学級数を拡大した場合には都市部への集中が進み、全県の適正配置を維持できなくなると考えられるため、望ましい募集学級数を3学級以上としている。一方、規模が縮小し、在籍生徒数が280人以下の状態が2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②募集停止のいずれかの方策をとる。

また、第1期高校再編では、多面的な職業能力の育成を特長とする、総合技術高校¹⁸の概念が新たに導入され、3校の総合技術高校が誕生した。まだ、誕生間もないが、3校の様子を見ると、統合によって学校の規模が拡大し、複数の専門分野の強みを融合して新たな活動に挑戦したり、他分野の資格取得に挑戦したりする等、活動の幅が広がっている。自己の専門分野の確立とともに、他の専門領域にも視野

¹⁷ その学校に在籍する高校生の数を表す。なお、本稿では、在籍生徒数は、学校基本調査規則に基づく5月1日現在のものとする。

¹⁸ 平成20年の長野県産業教育審議会で構想された、複数の専門学科を併設している高校において、特定の専門学科に限定されない共通の産業に関する基礎科目や、専門学科の枠を越えた選択科目を学習できる仕組みをつくり、多面的な職業能力を身につけて変化の激しい産業社会に柔軟に対応できる人材育成を図る高校。平成28年度現在、須坂創成高校、佐久平総合技術高校、飯田O I D E 長姫高校の3校がある。

を広げる学びは、社会情勢の激しい変化の中で、第1期高校再編当時よりもさらに重要性が増していると考えられる。少子化が進行する中、総合技術高校は、専門教育の質と学校の活力を確保し「新たな社会を創造する力」を育む有力な手段になり得ると考えている。

ウ 「中山間地存立校」の基準について

「中山間地存立校」は、規模の特長から、教員の目が生徒一人ひとりに届きやすく、生徒に寄り添った、きめ細やかな支援を行うことができる。また、学校全体が一体となって様々な教育活動において機動力を発揮することもできる。さらに、学校は地域の拠点であり、地域との協働により教育内容の充実を図ることができる。このような「中山間地存立校」の特色を発揮することにより「新たな社会を創造する力」を育める環境を整えたい。

学習活動では、生徒の進路希望や興味・関心等を全教員で共有した学習指導や、大学等への進学希望者に対する生徒個別の学習指導等、現在行われている教育活動の向上・充実を図り、進学も含めた進路実現を目指したい。

また、現在も、中山間地に位置する高校では、地域の活性化を図るための様々な活動や、地域の伝統・文化の重みや今後の継承・発展について考える活動、地域の小・中学校と連携した活動等を行っているが、これらの活動を「探究的な学び」として位置づけ直すことにより、魅力ある「探究的な学び」を展開できると考えている。さらに、中山間地の風土や文化、自然は生徒が将来にわたって学びを深めることができる素材の宝庫でもあり、そのような視点も大切にして「探究的な学び」の充実を図りたい。

特別活動・自主活動では、現在も、地域でのボランティア活動・清掃活動・地域行事等へ参加しているが、引き続きこのような活動の充実・発展を図り、地域とともに生徒が育つ仕組みづくりを大切にしたい。また、学校が小規模であるため、文化祭やクラスマッチなどの学校行事・生徒会活動等、様々な活動において生徒一人ひとりの果たす役割が大きく、周囲から頼りにされる経験は、生徒の豊かな人間性を育む上で有益であると思われる。

学校が活力ある活動に取り組めるよう、県教育委員会としても可能な限り、教員等の配置についても考えていきたい。

このような状況をつくり出すためには、募集学級数3学級以上が望ましい。一方、募集学級数が2学級を下回る規模になると、生徒の希望に応える学びを提供することが困難になる、生徒会活動や部活動が限定されて人間関係が固定されやすくなる、多様な考え方につれてる機会も減る等、高校に求められる学びの環境の保障が困難になる。これらを踏まえ、在籍生徒数が120人以下の状態、もしくは、在籍生徒数が160人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態が2

年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②地域キャンパス化（分校化）、③「中山間地存立特定校」の指定、④募集停止のいずれかの方策をとる。

なお、立地の特性を活かした取組としていくつかの例を示したが、最終的には各校が自校の特長等を活かし、生徒の成長や進路実現のために、どのような教育活動が必要かを主体的に考え、実施していくことが前提となる。

また、第1期高校再編において、地域における教育機会を確保するため、地域キャンパス化の選択肢を導入し、2校を地域キャンパス化したが、地域キャンパス¹⁹とセンター校²⁰との連携は、学校間の距離や学習内容の違いにより課題を残している。また、都市部から静かな環境や丁寧な指導を求める生徒が流入するなど、当初の想定とは異なる状況も見られる。それに伴い、通学に要する時間や経済的な負担なども生じており、課題の解決に向けて地域と協働した取組の検討が必要となっている。

エ 「中山間地存立特定校」の基準について

県境に近い地域で、その高校がなくなることにより、他県の高校に行かざるを得ない状況は極力避けなければならない。また、近隣の高校と著しく離れている高校は、再編統合や地域キャンパス化等、他校との連携による活力の維持が困難であり、教育機会の確保の観点から、単独での存続を検討する必要がある。このような考えに基づき「中山間地存立校」の中に、「中山間地存立特定校」の考え方を設け、下記の条件に基づいて県教育委員会が指定する。

「中山間地存立特定校」は、地域との協働を「中山間地存立校」を適用した学校よりもさらに強化することにより、募集学級数1学級でも単独で高校を存続させる道を探るものであり、その際、学校の活力低下が著しくなることが予想されるため、活力を維持するために、県教育委員会も公教育の責務として努力するが、地域はもとより他地域の子供たちからも選択される学校となるよう、魅力づくりについて地域からの支援を受け、地域と学校との協力体制をより一層強固なものとしたい。

次の条件をすべて満たす高校は「中山間地存立校」の基準に該当した場合であっても、その例外として「中山間地存立特定校」としての指定を検討する。

¹⁹ 第1期高校再編では、「1学年2学級規模の定員に満たない学校の再編基準」を定め、地域に唯一の高校が1学年1学級程度に小規模化しても、すぐに募集停止や再編統合を進めるのではなく、地域キャンパスとして地域の高校生の学びの拠点とする選択肢をつくり、地域における教育機会の確保を図った。

²⁰ 地域キャンパスの学びの質を維持するため、地域キャンパスの連携先の高校であり、分校に対する本校として位置づけた。そのため、地域キャンパスとの距離や設置学科などに配慮して決めていくこととした。

- (ア) 県境に近い地域で、近隣の高校と著しく離れている。
- (イ) 教育機会の確保の観点から高校の存続の必要性が高いと判断できる。
- (ウ) 所在する市町村等、地域からの支援を得ながら、高校を単独で存続する体制を整備できる。

オ 「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合について

「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」は、在籍生徒数が 60 人以下の状態が 2 年連続した場合には、募集停止を検討する。ただし、卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がある場合や、将来、入学者の増加が予測される場合は慎重に扱う。なお、在籍生徒数は、地域キャンパス化から 3 年が経過、もしくは「中山間地存立特定校」の指定から 3 年が経過した時点以降の生徒数とする。

カ 将来検討基準について

学校に活力があるうちに将来の在り方についての検討を開始できるよう将来検討基準を定めることとし、遅くとも「都市部存立普通校」は 5 学級募集を実施した時点、「都市部存立専門校」は 3 学級募集を実施した時点、「中山間地存立校」は 2 学級募集を実施した時点から検討を開始する。その際、当該校のみを検討対象とするのではなく、旧 12 通学区内の高校全体の将来像を考えることとし、地域内の全県立高校、地域及び県教育委員会で検討を行う。また、必要に応じて他の通学区の県立高校、地域も検討に加える。なお、将来検討の開始は、当該校が再編対象に該当することを意味するものではない。

キ 基準の適用について

ここに示した基準は平成 30 年度から適用する。平成 29 年度までは第 1 期高校再編計画の基準を適用する。

また、基準の適用を開始した時点で再編基準に該当する学校がある場合、その学校については、当面の間、基準の適用を一旦留保し、高校や地域との意見交換を進める中で、旧通学区全体の将来像を検討する。

③「探究的な学びをさらに深める学科」の設置について

学ぶ意欲が高く、より深い学びを志向する生徒が、充分に学びを深めることができる場として、新たに「探究的な学びをさらに深める学科」を設置する。「探究的な学び」は、すべての生徒が行う学びであるが、その中で、学びの動機が強く、意欲的に取り組む生徒の学びは、より深いものになる。そのような生徒たちに、探究的な学びを充分に深められる場を提供していく。

また「探究的な学びをさらに深める学科」には、地域の「探究的な学び」をけん引する役割を期待している。「探究的な学び」は、全県で工夫を重ねながら取組を深化させていく必要があるが、既にSSH・SGH・SPH²¹の指定校が先進的に取り組んでいるため「探究的な学びをさらに深める学科」には、SSH・SGHの指定校とともに、地域をけん引してほしい。同様に、SPHの指定校には専門高校の「探究的な学び」をけん引していく役割を期待している。

「探究的な学びをさらに深める学科」は、以下の状況を考慮すると、原則として「都市部存立普通校」への設置が適当と考える。

なお、「探究的な学びをさらに深める学科」は、「探究的な学び」を手段として、科学的な事象の探究、国際貢献や地域創造に関する探究等、各校の特色を活かした学びを深めることを目的として設置する必要がある。

「探究的な学びをさらに深める学科」の設置について、次の方針に基づき、条件が整い次第、順次進める。

ア 地理的なバランスを考慮しながら「探究的な学びをさらに深める学科」の設置を検討する。

イ 「探究的な学びをさらに深める学科」を設置するためには、次の3つの条件をすべて満たす必要がある。

(ア)「探究的な学び」を実践するために、各教科の授業改善、地域と連携した学びの創出、各学年での探究活動の推進等が計画されるとともに「探究的な学び」を推進するための組織が整備されている。

(イ)「探究的な学び」の研究授業や研究会等の計画的な実施、「探究的な学び」の実施計画や実施状況の発信等、他校をけん引する体制が整備されている。

(ウ)「探究的な学びをさらに深める学科」のみならず、普通科も含め、(ア)と(イ)を継続して学校全体で実施する体制が整備されているとともに、特に「探究的な学びをさらに深める学科」については、先導的な内容となっている。

²¹ スーパープロフェッショナルハイスクール (Super Professional High school) の略称。大学・研究機関・企業等との連携の強化等により、社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を図るために文部科学省から指定された専門高校（専攻科を含む）。平成26年度から制度化された。本県では、諏訪実業高校が指定されている。

④ 専門高校について

専門高校²²は、通学の利便性、地域に必要な人材育成等を考慮し、農業、工業、商業、家庭等の大学科²³を単位として各地域に配置されている。今後、少子化が進行する中にもあっても、各地域に大学科をバランスよく配置していく観点が大切になる。また、産業教育審議会の答申にも示されているように、専門高校の小学科²⁴の再編も考えていく必要がある。小学科の種類や規模、配置については、中学生の志望動向とともに、本県の産業動向を踏まえて検討していく必要がある。

専門高校の高校づくりは次のような方針で進める。

ア 農業、工業、商業の各専門学科については、次の要件を満たすために、1つの大学科の規模が募集学級数3学級以上となる高校を県内に複数配置する。

(ア) 各学科の多様な分野の教育を展開することにより、専門性の維持向上を図る。

(イ) 全県的な学校間連携の拠点として機能し、県内全域の専門教育をけん引する。

イ 総合学科²⁵を除く全日制課程及び多部制・単位制高校の午前部・午後部の学級数において、職業教育を主とする専門学科の数と普通科や特色学科²⁶の数の割合が、おおむね現状を維持するようにし、相互に適正規模を確保する。なお、この割合については、社会の変化や生徒の志望等を踏まえ、将来にわたって研究していく。

ウ 農業、工業、商業、家庭の各専門学科の割合については、現状の割合を踏まえつつ、全国の動向や中学生の志願状況、産業界の動向等を考慮し総合的に判断する。

エ 専門分野の汎用性と多面的職業能力育成の必要性や、高校の小規模化を考慮し、小学科の関連性に配慮しながら小学科を統合し、広範な専門領域を有する小学科に改編していく。

22 「職業教育を主とする専門学科」を設置した高校をいう。現在、本県の県立高校には「農業に関する学科（農業科）」「工業に関する学科（工業科）」「商業に関する学科（商業科）」「家庭に関する学科（家庭科）」が設置されている。

23 本稿では「農業科」「工業科」「商業科」「家庭科」を「大学科」という。

24 本稿では、例えば、大学科「工業科」の中にある「機械科」「電気科」等を「小学科」という。

25 総合学科は、普通科や専門学科とは異なる「第3の学科」として平成6年度から設置できるようになった。高校生としての必履修科目以外は、履修・修得の単位数に制限がなく普通科目や職業教育に関する専門科目などから柔軟かつ大幅な科目選択が可能である。各自が進路を探究する過程で、重点的に学びたい普通科目や関連した専門科目を選択して個別のカリキュラムをつくるため、キャリア教育を重点とした高校をつくることができる。

26 本稿では、「職業教育を主とする専門学科」以外の普通教科をベースとした専門学科のことをいう。具体的には、「理数に関する学科（理数科）」「外国語に関する学科（英語科・国際観光科）」「国際関係に関する学科（国際教養科など）」「体育に関する学科（スポーツ科学科）」「音楽に関する学科（音楽科）」がある。

オ 必要に応じて、異なる専門学科の高校を統合し、総合学科高校や総合技術高校をつくることや、異なる大学科を融合した新たな学科の創造についても検討する。

⑤ 総合学科について

第1期高校再編において、多様な学びの場の提供の観点から、現在、県内5校の県立高校に総合学科を設置している。今後も、地域のニーズ等を踏まえ、第1期高校再編において未設置の南信地区を含め、必要に応じて設置を検討する。

⑥ 中高一貫校について

第1期高校再編において、本県におけるモデルケースとして位置づけ、東北信地区、中南信地区に1校ずつ併設型中高一貫校²⁷を設置した。他地区への設置については、この2校の教育実践等の成果を踏まえ検討していく。

⑦ 定時制・通信制課程を有する高校について

定時制・通信制課程の高校で学んでいる生徒の現状を踏まえ、今後の定時制・通信制の高校づくりを進めていく必要がある。

定時制・通信制教育においては、変化の激しい社会を生きていくための普通教育の充実、地域や定時制・通信制教育振興会等と連携した体験的なキャリア教育を重視した教育の充実が、より現状を踏まえた効果的な方法と考えられることから、定時制専門学科を普通科へ転換することを検討する。また、定時制・通信制課程及び多部制・単位制高校の役割を認識しつつ、第1期高校再編において未設置の北信地区への多部制・単位制高校の設置を含めた適正配置を検討する。さらに、南信地区においては、旧第9通学区から最寄りの多部制・単位制高校への通学が距離的に難しいという意見があり、今後検討を続けていく。

⑧ I C Tを活用した教育の推進について

I C Tを活用した「探究的な学び」をはじめとして、様々な学習活動をとおして生徒の情報活用能力を向上させることが求められている。今後は、I C Tを活用した「探究的な学び」の実現とともに、個々の能力・特性に応じた学びの実現、地理的環境に左右されない学びの質の確保を目指す必要がある。併せて、教員のI C T

²⁷ 中高一貫校とは、平成11年度から制度化された中学と高校を接続し、6年間の計画的、継続的な学習ができる中高一貫教育を行えるようにした学校をいう。中高一貫校には、6年間一体的に教育を行う「中等教育学校」、高校設置者が高校に中学を併設し入学者選抜を行わずに中学と高校を接続する「併設型」、市町村立中学と県立高校など、設置者の異なる中学と高校が教育課程の編成や教員・生徒の交流等の連携を深め、簡便な入学者選抜により中学と高校を接続する「連携型」がある。

の利活用能力や、生徒のICT活用を指導する能力の向上を図っていく必要がある。さらに、学校の情報化を推進し、校務の効率化を図ることにより生徒と向き合う時間の増加が期待される。このような観点を踏まえ、ICT環境の充実に努めていく。

⑨ 新たな教育の枠組みへの対応について

国際バカロレア等、従来とは異なる高校教育の枠組みが現れてきている。その必要性を慎重に研究していく。

⑩ 私立高校を含めた高校教育の在り方

地域によっては私立高校が複数存在しており、多くの生徒が私立高校で学んでいる。公教育の責任を果たすためにも、公立高校で学びたいという子どもたちの希望に応えられる募集定員を維持しつつ、私立高校も含めた地域の高校教育全体で多様な学びの機会を保障するという観点が重要と考える。

⑪ 少人数学級について

高校の教員数は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下、標準法という）に標準的な人数が示されており、これに基づいて県全体の教員数を算定し、それぞれの高校が持つ課題や特色を踏まえて相当数の教員を各校に配置している。現在、標準法では1学級の収容定員40人を標準としており、少人数学級（1学級の収容定員40人未満）を設定した場合には、同じ学級数であっても収容定員が減少するため、教員数も減少する仕組みとなっている。

仮に、少人数学級を実施する場合は、減少する教員分の業務を県全体で分担することにより補っていく等、教員の減少により生ずる課題を慎重に検討する必要がある。

県教育委員会は、これまでも習熟度別学習や選択講座、専門学科の実習の少人数実施等、各校の少人数学習集団編成への支援のほか、特別支援教育、生徒指導等、課題に応じた教員を配置できるように努めてきており、今後もこの手法により学習環境の充実を図ることが望ましいと考えている。

標準法による教員配置は、今後の「学びの改革」を進める上での前提であり、国の定めた基準の中で、限られた人的資源を最大限有効に活用する視点で常に考える必要がある。

3 今後の進め方について

平成 29 年度は、「学びの改革 基本構想」に基づいて、次期教育振興基本計画の内容も視野に入れながら、地域や学校の特色を活かした「探究的な学び」の普及に向けた方策や、旧通学区ごとの再編の基本理念・方針を盛り込んだ「学びの改革実施方針」を検討する。検討に際しては、旧通学区ごとに地域懇談会を開催するほか、中学校長会や産業界・大学関係者等各種団体との意見交換を実施するなど、幅広く県民からご意見を聞いていく。

平成 30 年度以降は、次期教育振興基本計画とも連動した「学びの改革 実施方針」に則り、さらに具体的な検討に入り、高校再編についてはまとまったところから、個別の再編計画を策定していく。

○実施方針の策定時期

- ・平成 29 年 10 月 「学びの改革 実施方針（案）」の公表
- ・平成 30 年 3 月 「学びの改革 実施方針」の策定

○平成 29 年度協議を予定している関係団体

ア 地域、PTA 等

- ・地域懇談会の開催
- ・PTA、自治体関係者、中学校長会等との懇談

イ 高校長会

- ・県内全域 ━━━━━━ 将来像研究専門委員会
- ・各通学区 ━━━━━━ 地区校長会
- ・専門学科 ━━━━━━ 専門部会
(農業、工業、商業、家庭・福祉)

- ・多部制・単位制、定時制・通信制 ━━ 定通部会 等

ウ 経済界、産業界、大学

- ・経済団体、大学関係者との懇談
- ・産業別意見交換会の開催 等

エ 知事部局

- ・関係部局との意見交換



「共育」クローバープラン

【お問い合わせ】

長野県教育委員会事務局 高校教育課 高校改革推進係

郵便番号 〒380-8570

住所 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026 - 232 - 0111 (代表)

026 - 235 - 7452 (直通) 内線 4362

FAX 026 - 235 - 7488

E-mail koko-kaikaku@pref.nagano.lg.jp